

越知中学校いじめ防止基本方針

越知町立越知中学校

はじめに

本校の教育目標は、「自己実現のために自ら学び続ける意志を持ち、さまざまな人と協働して主体的に社会に参画しようとする生徒の育成。」である。

いじめは、学校教育の場においておこりうる重大な課題である。本校の生徒が豊かな人格を形成していくうえで、いじめの発生は、心身に重大な影響を及ぼし、将来を閉ざしかねない深刻な問題となることも懸念される。

本校教職員は、いじめの防止に真摯に取り組み、一丸となっていじめのない学校づくりを目指す。もしいじめが発生した場合には、保護者・地域・関係機関に適切に情報を公開し、被害生徒の声に誠実に耳を傾け、いじめの再発防止に取り組む。また、身体及び精神に深刻な傷をもたらす重大ないじめの事案に対しては、警察をはじめ関係諸機関と連携し、被害生徒の保護と適切な措置を行い、安心して学べる学校体制を再構築するよう努める。

常日頃より教職員の人権感覚を磨き、いじめに関する研修に取り組み、道徳教育・人権教育の深化を目指し、いじめを生まない学校づくりに邁進するものである。

第1 基本方針の目的

いじめ防止対策推進法

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校の基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）越知町いじめの防止基本方針を基盤として、本校におけるいじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第2 いじめの定義

(定義) いじめ防止対策推進法

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

第3 いじめ防止対策のための組織

越知中学校いじめ防止対策委員会を設置し、いじめ防止と対策の中核組織とする。

1. 構成

学校長 教頭 生徒指導主事 養護教諭 各学年主任 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

必要に応じて、学校運営協議会役員、PTA役員、学校医、町の弁護士、警察署員、民生委員等、適切な第三者や専門家の参加を図る。

2. 組織の役割

- ①いじめ防止基本方針に基づき取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- ②いじめに関する校内研修の企画・検討
- ③いじめに関する情報収集及び生徒の問題行動の把握、情報の共有と記録
- ④いじめ防止に関するチェックシートの作成（生徒、教職員、保護者）
- ⑤いじめの相談、通報の窓口としての機能
- ⑥重大な事態の調査のための組織として、学校が調査を行う場合の母体となる

3. 組織運営上の留意点

実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得る。また、いじめの事例においては、関係性の深い教員（部活動顧問・学級担任等）を委員会に参加できるように柔軟な運用を行う。

第4 いじめ防止のための取組

1. 学校づくり・授業づくり

- ①学習規律やルールを守る風土を育成し、安心して授業や行事に参加できる落ち着いた学校づくりを進める。
- ②あたたかい学級づくりに全校で取り組み、学級・学年・部活動等において、いじめを許さない風土の醸成を図る。
- ③わかる授業づくりを進め、すべての生徒が活躍できる授業を目指す。
- ④言語活動を充実させる研究を柱に据え、対話的な授業づくりを進めることによって互いに関わる力を育成する。
- ⑤生徒の基礎学力を定着させ、自らの将来に夢と希望を持つことができる学力保障に

全員で取り組む。

⑥情報モラル教育を年間計画に位置付け、全校で取り組む。

2. 集団作り・生徒理解

①すべての生徒に役割を与え、集団の一員としての居場所を作る。役割を果たすことを通じて自尊感情や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育む。

②生徒会を中心に人権意識を高める学校づくりを推進し、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒が自ら作り出していく。

③障害者理解の学習を年間計画に位置付け、支え、支えられ、共に学ぶ意識を育てる。

④生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、絆づくりを進めていくことができるような学校行事・総合的な学習等を計画し、生徒が主体的に活動できる教育を実践する。

⑤いじめが起きやすい時期、あるいはいじめの端緒が発生しやすい時期（4月下旬や9月上旬など）を踏まえていじめアンケートやQ-Uを実施するなど、学級指導のための適切な年間計画を作成し、実行する。

⑥いじめを把握するためのアンケートや調査は年2回以上実施する。また、結果をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも共有し、面談につなげるなど、専門家からの指導・助言を活用する。

⑦インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、情報モラル教育を全校で実施する。

⑧海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど、外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

⑨性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

⑩東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒（以下、「被災生徒」という）については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

3. 教職員の資質向上

①すべての教員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を設け、共有の土台

を作る。いじめ防止の年間指導計画に位置づけて実施していく。

- ②教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度、生徒の尊厳を認めない言動や指導が、生徒の自尊感情を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることが無いようにする。また、「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識は否定する。
- ③いじめの重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図るための研修の場を持つ。研修においては、スクールカウンセラー等の専門家も活用する。
- ④引継ぎシートや個別の指導計画等、支援の必要な生徒に関わる情報を共有できるように、校内支援会を計画的に実施し、組織的な校内支援体制の確立を図る。
- ⑤部活動休養日の設定や教職員の業務分担の軽減を図るなど、教職員が子どもと向き合うことのできる時間を確保するための体制の整備に努める。

第5 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努める。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

1. 中学校入学時に、すでにいじめ・いじめられる関係が小学校段階で発生していることを想定し、中学校入学時の情報交換を確実にし、情報を得る。いじめがある場合、対応できる体制を整えておく。そのためにも、小学校と中学校の連絡会を3月と5月に行い、確実な引継ぎに努める。
2. 校内支援会を毎月開催し、子供の変化や情報をいつでも共有できるシステムを構築する。
3. 地域での生徒の様子について、PTAや学校運営協議会、OB会を始めとする学校支援団体等と連携を図り、地域からの情報を学校が把握できる体制を作る。
4. いじめアンケートやQ-U、体罰調査などを年間計画に位置付け、着実に実施する。結果については、生徒の思いに迅速に応える対応を心がける。
5. 学級担任や、部活動顧問など、生徒と接する機会が多い教職員は出席を取るときなど、一人一人の顔を見て声を聞き、些細な変化を見逃さないように努める。また、生徒の出欠状況については、職員室の共有黒板に記入し、全員が把握できる体制を

作る。

6. 日頃から教員自身が言葉づかいや服装、言動に留意し、人権意識を高く持つ。傾聴の姿勢を忘れず、生徒や保護者から信頼され、自然と情報が集まる人間関係を築く。日頃から気軽に相談してもらえるような教員集団となるように努める。

第6 いじめへの対処

1. 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、教職員は他の業務に優先して、かつ即日、学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげる。
2. 加害生徒に対しては、毅然とした態度で指導しながらも、当生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当生徒の安心・安全、健全な人格の発達に対する教育的配慮に努める。
3. 事実関係を把握した後、学校いじめ防止対策委員会において、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。その際得られた情報や経緯、対応、結果等については、適切に記録に残す。
4. いじめであると判断された場合、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消まで学校いじめ対策組織が責任を持つ。いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を守り通し、その安全・安心を確保する。
5. いじめが解消した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する。さらに、必要に応じ、被害生徒の心的外傷後トレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
6. いじめの解消についての判断は、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでおり、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状態が少なくとも3か月は続いていることを目安とする。
7. 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行ったにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、越知町教育委員会、高知県教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署等と相談し対処する。または、被害生徒の家庭が、犯罪行為として告訴した場合も、上記への連絡の後、指導を仰ぎ、いじめ防止対策委員会が事態に対応する。
8. 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
9. ネット上のいじめには、必要に応じて地方法務局等の協力を求める。また、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報するなど、外部の専門機関に援助を求める。

10. いじめが「重大な事態」と判断された場合には、越知町教育委員会の指示に従って必要な対応を行う。
12. いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる教育活動を行う。必要に応じて、学級全体、または学校全体等で取り組む体制を取る。

第7 PTAや地域の関係団体等との連携

1. PTAや地域関係団体との連携促進
 - ①PTA、PTA-OB会、開かれた学校づくり推進協議会、学校運営協議会、その他諸機関と連携し、双方向の情報提供と、家庭支援等の協力を依頼する。いじめ問題の背景となっている子供をとりまく諸問題や、子供の発するサインに気づく方法等の研修を実施し、積極的に参加を呼びかける。
 - ②いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配布する。
2. 地域とともにある学校づくり
 - ①学校と保護者・地域住民が一体となって子供を育て、いじめ問題の解決を進めていくために、学校運営協議会、開かれた学校づくり推進協議会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。

第8 重大事態への対処

1. 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成 29 年 3 月文部科学省)を規準として、適切に対処する。

ア 重大事態の意味について

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校長の判断により、迅速に調査に着手する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、越知町教育長へ事態発生について報告する。

ウ 調査を行うための組織について

学校長が、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、教職員に加え、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA 役員、学校運営協議会役員、町の弁護士や学校医等の適切な第三者や専門家の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

a いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りを十分に行うとともに、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。

その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。ま

た、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めるとともに、いじめられた生徒の事情や心情を聴取し状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

b いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成 26 年 7 月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、遺族と合意しておく。
- できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応する。

オ 調査実施におけるその他の留意事項

- 重大事態が発生した場合に関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、ときには事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行う。
- 事案の重大性を踏まえ生徒に関して、出席停止措置が必要と判断した場合は、県教育委員会が示している「問題行動等に係る出席停止措置の運用について（参考資料）」等を参考にしながら適切に運用する。

いじめの加害者である生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間

における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該生徒の立ち直りを支援する。また、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、就学等の弾力的な対応を検討する。

② 調査結果の提供及び報告

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

校長は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、適時・適切な方法で情報提供を行う。

その際、他の生徒のプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

また、アンケート調査結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち調査対象となる在校生やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、教育長に報告する。

調査結果の説明を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育長に送付する。

付 則

1. 本方針は、平成 26 年 11 月に策定。
2. 平成 30 年 11 月一部改正。